



ウインターフィッシング キャンペーン

定期貯金 2025



ノンマネー
限定!!

さらに、抽選で30名様に
賞品をプレゼント！

※30万円毎に1本抽選権を付与します。

※キャンペーン終了後、
ご当選者様へ賞品の
発送をもって、発表に
代えさせていただきます。



預入期間
6月

九月

募集総額8億円

年 **1.0%**

(税引後 年0.796%)

JAカード又は組合員新規申込者には

さらに! 年 **0.1%** 上乗せ

(税引後 年0.0796%)

※窓口でのお手続きに限ります。

※ネットバンクまたはATMでのお預入は対象と
なりません。

※金利情勢の変化により金利を変更する場合が
ございます。

取扱期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)

預入金額: 1契約30万円以上 (口数の制限はございません)

対象商品: スーパー定期、大口定期

対象のお客様: 新規お預入の方 (個人、集落営農組合、農業法人)

対象資金: 現金、**令和7年10月1日以降**にあらたに振込・預入された資金、共済資金、
当JA給与振込者のボーナス資金等

※当JA定期貯金の満期・中途解約資金による書替継続は適用されません。

預入方法: 通帳式



©よりぞう

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、利息に復興特別所得税を含む20.315% (国税15.315%、地方税5%)が課税されます。

※自動継続扱いの場合、継続後の利率は継続日におけるスーパー定期(単利)、大口定期貯金の店舗表示金利とします。

※中途解約をされた場合、JA所定の中途解約利率が適用されます。

※適用金利は、初回満期日の1回限りとなります。

令和7年12月1日現在

JAみな穂ホームページ

《詳しくは最寄りの支店窓口までお問合せ下さい》



中央支店 ☎72-1138 西部支店 ☎72-1160
南部支店 ☎78-1166 あさひ支店 ☎83-1111



商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(令和7年12月1日現在)

商品名	・2025 ウィンターキャンペーン定期貯金
ご利用いただける方	・個人、集落営農組合、農業法人等
取扱	・当該店舗
販売期間	・令和7年12月1日～令和8年1月30日
期間	・定型方式 ・6か月 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法	・一括預入(ニューマネーに限る) ・通帳式
(1) 預入方法	・一口 30万円以上、1,000万円未満
(2) 預入金額	・1円単位
(3) 預入単位	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・IB中途解約可
利息	
(1) 適用金利	・窓口預入時の店頭表示金利 + 0.75%（税引前）を満期日まで適用します。JAカード新規申込者(家族カード可)又は、組合員新規申込者にさらに 0.10%上乗せします。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	－
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になります。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上6か月未満の場合 6か月未満 解約日における普通貯金利率

貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0765-72-1190）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A みな穂

商品概要說明書

大口定期貯金

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

商品名	・2025 ウィンターキャンペーン定期貯金
ご利用いただける方	・個人、集落営農組合、農業法人等
取扱	・当該店舗
販売期間	・令和7年12月1日～令和8年1月30日
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 ・6か月 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入(ニューマネーに限る) ・通帳式
(2) 預入金額	・一口 1,000 万円以上、上限はなし
(3) 預入単位	・1 円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・I B 中途解約可
利息	
(1) 適用金利	・窓口預入時の店頭表示金利 + 0.75% (税引前) を満期日まで適用します。JA カード新規申込者(家族カード可)又は、組合員新規申込者にさらに 0.10% 上乗せします。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	<p>※令和19年12月31日までの適用となります。</p> <p>・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。</p>
手数料	－
附加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）をご利用になります。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 次の A および B の算式により算出した利率（少数点第4位を切捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。）のうち、いずれか低い利率とします。
A ① 約定した預入期間が1か月以上6か月未満の場合	
6か月未満 解約日における普通貯金利率	

	<p style="text-align: center;">B</p> $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
	<p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0765-72-1190）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAみな穂